

川崎市バスサービス向上推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市バスのお客様サービスに係る取組等の評価・改善を継続的に推進し、サービス向上を図るため、川崎市バスサービス向上推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所管事務)

第2条 推進本部は、お客様サービスに係る次の事項を所管する。

- (1) 各課、営業所の組織目標、取組等の管理について
- (2) 各課、営業所の進捗状況の管理について
- (3) 各課、営業所の達成度の評価について
- (4) 改善に向けた指示について
- (5) 取組方針について
- (6) その他、必要事項について

(組織)

第3条 推進本部は、局長、企画管理部及び自動車部の管理職をもって構成する。

2 推進本部の本部長は、局長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

2 本部長は、必要と認める場合は、推進本部会議に関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、安全・サービス課において行う。

(その他)

第6条 推進本部の運営、その他この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。